

会 議 録

会議の名称	第5回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	令和5年5月17日（水） 午前10時から		
開催場所	小金井市役所本庁舎3階 第1会議室		
出席者	委員	小川 順弘 会長 中島 雄佑 委員 岩田 和香 委員 高階 美羽 委員 門林 裕之 委員 森田 義雄 委員	佐々木 由佳 委員 吉見 絵里 委員 衣目川 有里 委員 佐藤 歩 委員 黒澤 佳枝 委員 西尾 崇 委員
	事務局	福祉保健部長 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福係長 自立生活支援課障害福祉係主任 児童発達支援センター長 児童発達支援センター職員 児童発達支援センター職員 児童発達支援センター職員	大澤 秀典 天野 文隆 大久保 圭祐 加藤 寛子 佐々木 宣子 岩本 久美子 岸野 奈美 宇佐見 翠
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
会議次第	1 開会 2 事務局職員の紹介 3 報告事項 (1) 令和4年度の実績報告について (2) 令和5年4月までの実績報告について (3) 業務評価報告書（令和4年度）について (4) 新型コロナウイルス感染症の影響について (5) 令和4年度巡回相談事業の実績報告について 4 協議事項 (1) 令和5年度巡回相談支援事業について (2) 令和5年度講演会・研修会開催予定 (3) 今後の開催日程について 5 その他 6 閉会		

◎**会長** おはようございます。それでは、ただいまより第5回小金井市児童発達支援センター運営協議会を開催いたします。

確認のため、本日の欠席委員等の報告を事務局のほうからお願いいたします。

◎**事務局** おはようございます。事務局です。本日、欠席等はございませんので、小金井市児童発達支援センター運営協議会規則第6条において、協議会は委員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開催することができないと規定されておりますが、12人全員出席ということで、会議は成立することを御報告いたします。

◎**会長** ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて初めてのこの協議会ということになりました。マスクの着用につきましても個人の判断に委ねられるという形になってはいますが、窓を開けるなど、いろいろな感染症対策は継続しながら行っていきたくて思っております。

それでは、会議に先立ちまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

◎**事務局** 事務局です。資料の確認と、それと1点確認で、もう皆さん御存じかと思っておりますけれども、マイクの使い方を改めて御説明いたしますが、こちらの「トーク」と書いてあるボタンを押しますと、ここが赤く光ります。この状態で御発言いただきまして、ハウリング防止のために、発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してスイッチを切っていただくようお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。本日机上に配付しております資料は、資料1-1、児童発達支援センター運営協議会への実績報告（令和4年度）、資料1-2、児童発達支援センター運営協議会への実績報告（令和5年4月）、資料2、小金井市児童発達支援センターきらり業務評価報告書（令和4年度）、資料3、新型コロナウイルス感染症の影響について、資料4、こちらは後から配ったものになりますが、きらりサポート2022報告書、それから、資料5、令和5年度巡回相談事業について、資料6、令和5年度講演会・研修会開催予定、資料7、令和5年度運営協議会開催予定、資料は以上となります。

それでは、確認は以上となります。

◎**会長** 資料のほうはよろしいようですので、それでは、次第に従いまして進行をさせていただきます。

次第の2、事務局職員の紹介についてです。事務局からお願いいたします。

◎**事務局** 事務局です。このたび、事務局に人事異動がございましたため、紹介させていただきます。

4月1日付で福祉保健部長に着任いたしました大澤でございます。

◎**事務局** この4月1日から福祉保健部長に拝命をいただきました大澤でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

◎**事務局** 同じく4月1日付で昨年度から担当しておりました大久保が障害福祉係長に昇任・昇格いたしましたので、御紹介いたします。

◎事務局 昨年度から担当させていただきました大久保です。4月1日付で係長に昇任・昇格いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

◎事務局 同じく4月1日付で障害福祉係主任に着任いたしました加藤でございます。

◎事務局 4月1日、教育委員会からこちらに配属になりました加藤と申します。よろしくお願いいたします。

◎事務局 最後に、私は自立生活支援課長の天野です。引き続きよろしくお願いいたします。今年度は、課長以下3名で事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局より次第の3、報告事項についての説明をお願いいたします。

◎事務局 事務局です。今回、報告事項は5点ございます。

1点目は令和4年度の実績報告について、2点目は実績報告の令和5年4月分、3点目は業務評価報告書（令和4年度）について、4点目は新型コロナウイルス感染症の影響について、5点目は令和4年度巡回相談事業の実績報告についてとなっております。

◎会長 お手元の資料を事前に御覧になっているかと思うのですが、何か御質問等、御意見等ございましたらいただきたいのですが、いかがでしょうか。

◎センター長 よろしいですか。

◎会長 はい。

◎センター長 それでは、私から報告させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今年度もよろしくお願いいたします。

本日は、相談支援専門員と、児童発達支援、通園の児童発達支援管理責任者と出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1を御覧ください。令和4年度の各事業の実績を御報告いたします。上の2つの表に各事業の実績数を記載しております。一番下の表に各事業の報告内容の説明がございます。

①から③の相談支援事業について御報告いたします。初回相談となる①の一般相談は年間を通して181件でした。令和3年度は215件でしたので、令和3年度と比較しますと約15%程度減っております。

②の専門相談は1,065件でした。令和3年度は1,031件でしたので、約3%増加しております。初回相談は減少していながらも専門相談を中心にきらりを御利用されている方が一定数いらっしゃるため、専門相談は増加していると考えております。相談の御希望があった際には、可能な限り早めの日程で予約を調整するよう努めております。

次に、中ほど④から⑨について御報告いたします。④の児童発達支援事業は、平日、毎日通う通園の事業となります。定員21名の事業です。令和4年度は、年度を通して21名の在籍がありました。表には表れておりませんが、2名のお子様を利用を終了され、新たに2名のお子様を利用を開始されました。

⑤の放課後等デイサービスは定員10名の事業となります。平日、月曜から金曜日、それぞれの曜日ごとに10名です。4月の初めに1名の方が利用を辞退され、新たに利用される方の手続に時間を要したため、4月のみ49名の在籍となりました。その後は1名の利用辞退と、新たに1名の御利用がありました。ですので、表の中では、5月以降の在籍は50名となっております。

⑥の保育所等訪問支援事業は年度の後半に登録者数が増え、計4名となりました。数か月に1回、月に1、2回など、お子様と訪問先の様子に合わせて調整しながら実施いたしました。保護者や訪問先施設との日程調整や連絡等が多くなる事業ですので、御協力をいただきながら進めました。

⑦の親子通園事業と⑧の外来訓練事業は年間を通して利用辞退と新たな利用等で人数が変動いたしました。親子通園事業は令和3年度よりもグループ数を減らしたことにより、実施回数は減少しました。外来訓練事業は令和3年度よりも登録者を増やしたことから、実施回数も増加いたしました。

⑨の巡回相談事業では市内学童保育所と市内の認可保育所、幼稚園、こども園、民間のものになります。これらを対象として、きらりの心理士が行いました。学童保育所へは、各所へ1学期に1回ずつ、全10か所実施いたしました。また、10月にきらりの相談支援員と心理士が講師となり学童保育所の職員の方向けの研修を実施いたしました。民間の保育所、幼稚園、認定こども園の巡回相談、きらきらサポートは8園について、各園に4回の巡回と1回のまとめの会を行いました。1園については、新型コロナウイルス感染症の影響により、巡回の回数を1回減らして実施しました。そのほか、研修、講演会としましては市民向け講演会2回、支援者研修2回、紙面講座きらきらレポート2部発行、きらり利用者向け学習会を1回、ペアレントトレーニングを5グループ実施いたしました。

令和4年度の実績報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎会長 ありがとうございます。今、センター長からの説明を聞き、新たに御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

◎委員 御質問なんですけれども、御説明いただいて再確認させていただければと思います。ナンバー6、保育所等訪問支援事業なんですけれども、そちらのくくりはどういった方、どういった限定があって、内容としてはどういったものをやられているかというところを御確認させていただければと思います。

◎センター長 ありがとうございます。保育所等訪問支援事業ですが、それぞれの所属している保育園、幼稚園等での集団の中での御様子を相談の目的として、親御さんの御希望の下に実施するものです。ただ、親御さんの御希望だけではなく、受入先の園さん等との調整も必要ですので、専門相談等の過程の中で親御さんの御希望がある、またはお子様の状況によって、その効果も期待するということで話合いの下に御希望が出て、また、福祉サービスになりますので、受給者証等の手続が必要です。そういうものも経た上で実施につながっております。

ですので、親子通園や外来訓練のような、いわゆる市の独自事業とは違う位置づけですので、受給者証発行のための福祉サービスのための手続が必要というところが違います。あと、きらきらサポートのような巡回相談とも、また位置づけも違いますので、そのお子さんに対しての支給決定という形になっております。

◎委員 ありがとうございます。加えてなんですけれども、受給者証がない場合のお子様をお持ちのお母様、とても繊細な問題だと思うのですが、多くの保育園、幼稚園が加配申請書といったところで受入れを出す、多くの園児を受け入れているんですけども、そちらのほうで、こちらが、お母様のほうに促して来ていただく相談支援事業、そういったものと、どうしてできないのかといったところなんですけれども。支援金の問題、補助金の問題、福祉サービスの料金の問題等があると思うんですけども、すごく切に現場のほうで望んでおりますので、そういったところも巡回相談事業を拡大するような形で何か支援いただければと思うんですが。

◎会長 この点については、どなたが。

◎事務局 まず、受給者証が必要な点については、先ほど、きらりのセンター長の説明のとおりでして、法内の事業という形になるので、要件に合うかどうかの判断を市のほうでしまして、支給決定が必要という形にはなってしまいます。

そこはやむを得ないところなので、それを巡回相談で補えないかというところなんですけれども、今、指定管理事業で児童発達支援センターによってやるという中では、今の質を確保するにはこの規模がいっぱいいっぱいかなというのが我々の考え方で、これを巡回相談でやるとなると、きらりの指定管理の一環としてではなくて巡回相談そのものを事業化しないと、もうとても無理だというような状況で、そこについては今すぐ回答できるようなものではないのかなと思っております。

◎委員 ありがとうございます。文部科学省、あと、こども家庭庁のほうから、巡回をして現場の悩みを抱えている保育士の相談事業といったものも考えられるのではないかという最近の資料を読ませていただいて、きらきらサポートの巡回相談事業は、一度お願いして来ていただいたことがあると、なかなか次に、毎年新しい子供たちが来るわけで、毎年新しい悩みが生まれるんですけども、1回来たことがあると、なかなかそちらに受からないということで現場のほうで困惑することが多いんですが、そのくくりをもう少し広げていただくというようなサポートがあると、とても助かるんですが。

◎会長 今のことについては、ここで、じゃあ、そうしましょうというわけにはいかないかと思うんです。でも、今、御指摘があったようなことは、協議会の中でこのような意見があったということで上に上げていきたいなというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

◎委員 もちろんでございます。記録に残していただければと思います。ありがとうございます。

◎会長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 すみません。今の保育所等訪問支援事業についてのところなんですけれども、お話が

あったように、たくさんの保育園で、こういったところにつなげたいなというお子さんってすごくたくさんいらっしゃると思うんです。その中で、現場の保育士だけでは、知識であったり、もちろん人手もそうなんだけど、足りないというところの中で来てくださる中で、私たち現場、それから、きりりさんに来てくださるスタッフの方、それから保護者の方で三角形でトライアングルをつくりながら真ん中にお子さんがいてというところをしっかりとサポートしていかれると、現場もそうだし、お母さんたちもそうだし、そのお子さんもそうだし、みんなにとっていい方向に進んでいけるのではないかなというところはすごく感じているんですけども、今、11月から4人のお子さんが利用されていて、それぞれ、恐らく月1回の方もいれば、2回の方とかもいたりするのかなというふうにお見受けするんですけども、実際、あと何人ぐらいの方がそこに申し込める余力があるのかなということ。今はこの4人で月の定員だといっぱいですという状況なのか、園長会のほうとかでも、こういうのがあっても教えてあげるに当たって、あとどれぐらいの受入人数があるのかなと。そのところは分かりますか。

◎**会長** この点については、いかがでしょうか。

◎**センター長** 保育所等訪問支援については、まず、事業としての定員があるような事業ではないので、ありません。きりりの運営としても、あらかじめ定員を設けた形で運営はしていないというところがあります。支援に当たる職員は、訪問支援員になるんですが、その1つの訪問支援だけを担っておりませんで、相談ですとか訪問ですとか、場合によっては別の事業も兼務しながら、できるだけ調整が利くような形で、初めから何人という形ではなく、運営をしているという状況であります。なので、必ず何人というのは申し上げにくいんですけども、やはりたくさん空けて待っているということは、現状として、運営上大変難しいことですので、バランスを見ながら、あと数名、大丈夫かどうかというところだとは思っています。ただ、空きがあれば実施できる事業というものとも、また性質上は違うかなと思いますので、相談過程の中で提案していくことを大切にはしております。なので、空いているからどうぞというお声かけ自体も、やはり親御さんの期待ですとか、先生方の期待ですとかとスタートのところからずれてしまうのはすごく心配がありますので、そこは慎重に提案する必要もあるかなとは思っています。私たちも相談の過程の中で生まれるような支援ということに、今位置づいているところなんです。

◎**事務局** 事務局から補足をよろしいでしょうか。

◎**会長** お願いします。

◎**事務局** 保育所等訪問支援につきましては、今お話があったとおり、法内の事業ということで児童発達支援センターきりりの独自事業ではないところなんですけども、ちょっと今資料がないので記憶の中になるんですが、市内でほかに2事業所、同じ事業をやっていますので、市のほうに御相談いただければ、きりりのほうでできなくてもほかの事業所で保育所等訪問支援をお受けすることができる場合もございますので、ぜひそのような場合は御連絡いただきたいと思っております。

◎**会長** 委員、よろしいでしょうか。

◎**委員** はい。ありがとうございます。

◎**会長** この問題は指定管理の中での職員の仕事と、それから職員の数の問題もありますし、それから、市の施策としてやっていることと連携というか情報が十分でなかったのかなというようなことも感じましたので、この辺も広報で、広報というか私たちが共通の理解を図っていくことが必要だなというふうに思いました。ありがとうございます。

今のところに関わることなんですけれども、先ほど、前の方が相談を中止することになって新たなメンバーが入るということになったとき、「時間がかかる」という表現があったんですけども、これは手続上の問題で時間がかかるようになったのかということ。

それから、もう一つ、委員が聞いてくださったので分かったんですけど、待機しているお子さんというか相談者はどれくらいいるのかなというのが気になったところだったんですけども。「時間がかかった」というのは、どのような理由でしょうか。

◎**センター長** 放課後等デイサービスが今回時間がかかって49名の利用で4月はスタートしているところなんですけど、タイミングによっては、すぐに利用につなげられることもできるのですが、数日時間を要するのは、やはり受給者証の申請と、その支給決定と、あと、親御さんへの御説明等です。そういうものに即日、じゃあ明日から利用しましょうというふうにはなれないことが多いです。その方の御辞退を決められて私たちに知らせてくださるタイミングによっては、やはり週1回といえども1週、時間が空いてしまうですとか、そういうことがあると月をまたいでしまうこともあるところです。

あとは、利用もすぐにお気持ちが決まればよいのですが、やはり年度が始まるところで別のことも考えていたというときには、お答えを数日お待ちすることもあります。そういう本当に都合のようなもので時間がどうしても月をまたいでしまったというところがございました。

◎**会長** ありがとうございます。

それでは、続きまして、令和5年4月までの実績報告……。

◎**事務局** ごめんなさい。今ので、もう1点いいですか。

◎**会長** どうぞ。

◎**事務局** すいません。先ほどの説明で、保育所等訪問支援でそのような機会があれば御相談くださいとお話ししたんですけども、巡回相談の場合は、保育園ですとか保育士さんの支援というのが目的なんですけども、保育所等訪問支援の場合は個別のお子さんに対する支援ということなので、その場合、保育園からではなく、御相談いただく場合に保護者の方を通じてでないと支給決定の審査等ができない形になりますので、その辺を補足させていただきます。失礼いたしました。

◎**会長** ありがとうございます。

それでは、令和5年4月までの実績報告についての説明をお願いいたします。

◎**センター長** それでは、資料1-2を御覧ください。令和5年4月の各事業の実績を御報告

いたします。

初回相談となる①の一般相談は16件でした。令和4年度は23件でしたので、30%程度減っております。②の専門相談は44件でした。令和4年度は49件でしたので、10%程度減っております。例年、年度の後半に向けて徐々に相談件数が増えていく傾向がありますので、相談の御希望に応じて対応していく予定であります。

また、次の相談の予約がない場合でも相談の内容に応じてきりりから御連絡し、御様子を伺った上で相談をお勧めする場合があります。

次に、中ほど、④から⑨について御報告いたします。

④の児童発達支援事業、通園は定員21名、⑤の放課後等デイサービスにつきましては各曜日10名の合計50名で新年度をスタートしております。放課後等デイサービスにつきましては利用の決定があった後に辞退をされる方が複数名いらっしゃいましたため、新たな方に御連絡をして手続等を済ませ、4月の開始前に今年度は間に合いました。

次に、⑥の保育所等訪問支援事業は、現在2名の方が実施に向けて事前訪問等を進めております。新たな利用についても検討中です。⑦の親子通園事業は8名で、例年よりも少ない登録者数でスタートしております。⑧の外来訓練事業は147名で、例年と同様の登録者数となっております。⑨の巡回相談事業、そのほかの研修・講演会等につきましては令和4年度と同様の実施を想定し、準備を進めております。詳細は、後ほど協議事項にて御説明させていただきます。

令和5年4月までの実績報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎会長 ありがとうございます。今の説明で、また御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

◎委員 疑問なんですけれども、私は現在、放課後デイサービスを利用させていただいていて、以前、通園も利用させていただいていたんですけれども、通園サービスと放課後デイサービスは年度ごとに抽せんで全部のメンバーが入れ替わるという形だと思うんですけれども、保育所等訪問支援事業とか、ほかの先ほど話題に上がった巡回相談とかも年度ごとに切って新たにメンバー入替えという形でやっていらっしゃるのでしょうか。

◎会長 お願いします。

◎センター長 保育所等訪問事業も、児童発達支援事業、放課後等デイサービスと同様に年度ごとに利用の申請はさせていただいております。結果的に継続することもあるかもしれないのは、その他の事業と同様です。外来訓練、親子通園についても同じように年度ごとに申請をさせていただいております。継続される方もいらっしゃれば、新規の方もいらっしゃるという状況です。巡回相談事業につきましても、また後で御報告いたしますが、その年度ごとに園のほうに御希望を募るという形で皆さんにお申込みという形でしていただきまして、その中から8園を、できるだけ多くの園のほうに伺いたいというところだと、過去に訪問したことがある園さんは伺えない年もありますけれども、2度伺ったこともあります。できるだけ広く伺えるよう

な観点で調整をして実施しております。

◎委員 そうしたら、大丈夫です。昨年度の保育所等訪問支援事業のお子さんが年度末に4人ほどいらっしやったかと思うんですけれども、今年の年度初めが1人減っていらっしやるのは、そちらの御希望された方からの辞退で減ったと考えていいのでしょうか。

◎センター長 年度ごとの利用ということになりますので、一度年度を終了して御希望されなかった、もしくは別の事業に申請された等あります。

あと、先ほどの説明で少し分かりにくいところがあったかもしれないのですが、どうしても実績として人数に上げているものが利用契約をしているお子さんを上げておきまして、準備中のものが入っていないので、そういうものも含めると増えてくるかなとは思っています。訪問支援事業自体は、実施としては5月から2月の間というふうに考えておきまして、その前後は事前訪問や面談に充てさせていただいています。

◎委員 ありがとうございます。

◎会長 ほかにいかがでしょうか。

では、私のほうから1点。親子通園事業なんですけれども、4月の段階で8名ということで、昨年度と比べると10名違っている。このところはということなのかなと、どう考えればいいのかということと、一番多いときで30名近く、たしか29名の親子通園になっているんですけれども、やっぱり今年度もそういう形で増えていくのでしょうか。いかがでしょうか。

◎センター長 親子通園事業についてですが、親子通園事業は御希望がありまして、私どもが親子通園として適切と考えましたら、お受けできる時期が比較的長くなっております。ですので、現状での人数は御希望の人数もある程度反映された形となっているので、少しゆっくりなスタートなのかなというふうに認識しておりますが、ただ、年度の後半になってきて例年増えますので、昨年度と同様程度の人数までは実施できるように準備はしております。ただ、その期間は相談に充てたりですとか、あと、巡回の候補の日程に充てたりですとか、日程の組み方としてはパズルのようにして、できるだけ同様の規模は受け入れるのを待つという形です。

2年程度、親子通園についてはグループを増やしていた年に少し欠席が多いですとかという傾向もありましたので、昨年度は1グループ減らして、スタートもこの状況なので、また1年間を通して見ながら、またその次の年のグループ構成ですとか、そういうのを検討しなければならないなと思って、私どもも気にしているところです。

◎会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、業務評価報告書（令和4年度）についての説明をお願いいたします。

◎事務局 事務局から業務評価報告書について説明させていただきます。資料2を御覧ください。こちらは前回2月に開催した第4回協議会の中で御意見を頂戴した部分について修正した完成版となっております。

具体的には13ページの総括の2段落目の最後のところ、「事業継続を図られたことが見受けられます」という表現は、もともとの案では、「事業継続を図ってきたところです」というこ

とで、評価をする側ではなく、評価を受ける側が主語になるような表現になっていたのも、ここを改めてございます。

それから3段落目の下から2行目のあたり、「保護者に」というところですが、ここがもともとの案では「親御さんやお子さんに」という形だったのを、文言を変えたほうがいいのではないかとということで「保護者に」に改めております。

それから4段落目の最後、駐車場や駐輪スペースに対する要望のところ、もともとの案では、「駐車場や駐輪スペースの狭さを指摘する意見があったことから対応すべき課題であると考えます」というような表現になっていたんですけれども、実態を踏まえ、施設上改善することが難しいというところを利用者に理解を求めべきという御意見をいただきましたので、その点を修正してございます。

こちらにつきましては既に修正したものをホームページで公開している状況となっております。

◎会長 ありがとうございます。この報告書については、前回のところでいろいろ検討して、一定期間、委員の皆様からの御意見をいただいて作り上げたものですので、特に問題はないのかなと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響についての説明をお願いいたします。

◎センター長 資料3を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響、5月8日現在で資料を作成しておりますが、少し日数がたちましたので、後ほど補足させていただきます。

2月から5月8日現在までは、陽性判明の報告は大変少なくなりました。ただ、5月の連休後に、職員や利用者の御家族等、陽性の判明が複数名ありました。接触の状況から、きりり内での感染が広がっているとは考えておりませんが、地域での感染者数は増えているのではないかと印象がございませう。

続きまして、資料の2つ目です。令和4年度全般としては、第6波・第7波・第8波の時期に利用児童や職員、家族の陽性判明が多く見られました。陽性判明による欠席や児童発達支援（通園）の一部休止がありました。また、少しでも体調が悪い場合や家族に体調不良がある場合などにも利用については慎重に判断していただいたこと、感染防止としての欠席もあったことなどから、年間を通して、例年よりも利用が少なくなっております。これに伴い、利用実績に応じて算出される給付費や利用料の収入は減収となりました。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月8日から、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しました。4月から徐々に課題設定や消毒等の対策を変更しております。きりりは障害福祉サービス事業所等とされ、国により、重症化リスクが高い方が通われる場としてマスクの着用が推奨されております。これらを踏まえ、現在は以下のような対応を検討しております。基本的な感染症対策として、体調不良時には休む、手洗い、換気を継続する。体調不良時はできるだけ受診し医師の指示や助言を受け、症状がないことを確認してから利用する。

大人はマスク着用、子供のマスク着用は各家庭の判断とする。子供・送迎保護者・職員が陽性の場合には休む。身近な方、御家族等が陽性の場合には、体調をよく確認し、利用については各御家庭の判断とする。御本人の所属先（園・学校等）で学級閉鎖等の措置がされている場合には、利用について慎重に判断していただくよう呼びかける。陽性判明についての周知は、影響があると考えられる場合に対象事業についてのみ行うとしております。

今後は、欠席連絡の様子や地域での感染状況などに合わせて対策を見直していくつもりであります。

資料に書かせていただいたのは以上ですが、現在、感染症対策の変わり目ということもあり、報告以外の対応を見極めている最中です。新型コロナ対策として行っている環境や教材の消毒、換気については、3月までは頻度を高く実施して続けてまいりました。このため、親子通園事業と外来訓練事業につきましては、消毒、換気に15分の時間を含むとさせていただき、実質として、親子通園事業は1時間半を1時間15分、外来訓練は1時間を45分としておりました。4月からは感染状況を見極めながら消毒については徐々に頻度を減らし、使用状況から明らかに必要な場合などに、徐々に変更してきております。手洗いと換気は引き続き徹底して行っております。このため、消毒、換気に要する時間を10分として、5分ではありますが、以前よりも短く対応しております。

御利用の保護者様より、5類へ移行したことに伴い、時間を通常に戻してほしいとの御要望を伺っております。感染症自体の特徴が変わらないと考えると、予防のためには一定の対策が必要となるとも考えられ、今後どのタイミングで以前の時間設定に戻していくのか、恒常的な対策として必要になるのか、見極めが難しくなっております。

委員の皆様方からの御意見を参考にして検討したいと考えております。よろしく願いいたします。

◎会長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様ということだったので、それぞれ学校ではどのような対応をなさっているのかお聞かせ願えれば参考になると思っておりますので、お願いいたします。

◎委員 私たち小金井特別支援学校は都立の学校ですので、東京都教育委員会の指示に従って行っております。5月に入って通知が次々と来ておりまして、5月8日以降の件に関しましては、これまで都から出されていた通知が全て廃止という通知になっています。ガイドラインや宿泊行事を実施する際の決まり事等、全て廃止になっております。この後がちょっと特別な対応になるんですけれども、都立の学校は高等学校や中等学校等もございます。都立学校という形で一律の通知ですので、ただし書がついておりまして、特別支援学校に関しましては、状況に応じて学校によって様々な措置を講ずるものとするというふうになっておりますので、言ってみれば、あとは校長先生の御判断でということになっています。

本校では現在、5月22日から新しいマニュアルをつくって、それに従って行うということで保護者の皆様にもお知らせを出している状況です。インフルエンザや溶連菌感染症、B型肝炎

炎、H I V等、様々なことがございますので、それらの感染症と一緒に新型コロナウイルス感染症の対応に関してのマニュアルを今作成して、これから実施していくところになります。

当面の間という形で、1学期の間は消毒や換気をずっとやっていくんですが、消毒に関しては当面の間、健康観察に関しては、職員に関しては撤廃いたしました。お子様に関しましてはお願いをしていく状況で検討しています。ですので、都度、社会情勢等を鑑みながら対応していくというようなことをやっております。

◎**会長** ありがとうございます。今お話があったんですけども、校長の判断でというところで、例えば給食などは今までは黙食というような形で、全員が前を向いて食べるようなのが公立学校なんかでもやっていたんですけども、今、支援学校のほうでは、例えばグループで食べて、話もオーケーよというような形なんでしょうか。

◎**委員** その点に関しましては都からの通知があって、黙食は求めないというふうになっているので、現在の状況は、私たちは5月22日からはそれを求めないようになりますが、換気等に関してはしっかり行わなくてはいけないし、それに付随する活動、配膳を子供たちがやるのかどうか、そういったところも併せて検討しています。

マスクの着用に関しても、保護者の御判断にお任せしているんですけども、それと同時に食べ方、向かい合っただけの、いいのか悪いのかということも、急にやり方を変えると、本校の子供たちは戸惑いがすごく多いので、緩やかにということと様子を見ながらなので、やり方としては変わらず、ただ、大きい声で話をしちゃいけないとか、静かに食べなさいとか、強制力のある指導はしないようにしていくという状況です。

◎**会長** ありがとうございます。まさに校長の判断でいろいろなところが各校違っているということだと思います。

◎**委員** 市内の小中学校は、市から出るガイドラインに沿って対応するということですが、ガイドラインがこのたび撤廃されました。ガイドラインがなくなったので、基本的なイメージとしては、元に戻るというイメージで進めています。もちろん換気等はしますが、イメージとしては、インフルエンザと同じような対応というふうに考えるのが近いでしょうか。ただ、大きな行事とか学校公開で人が集まる場合については、都の感染の状況によって各校長で判断して若干対応が変わるというような状況にはなっています。

給食に関しても、当然黙食はなしなので、話していいということと、ただ基本的な、コロナの前からの給食時の指導として、大きな声で話さない、ふざけないというところはあるので、そこは節度を守ってやるというんですか、給食のマナーを守って昔のように食べるというふうにはなっています。グループ等についても、特にしてはいけないということではないので、やり始めるかなということとです。ただ、1年生に関しては、給食が始まったばかりで、5月8日までは前を見て食べるという指導だったので、それをいきなり急にグループにするかというのは難しいところもあるので、順次、状況が整い次第、またそのような食べ方をしていくという形にはなると思います。

◎会長 ありがとうございます。

分かる範囲でお聞かせ願いたいんですけども、教育委員会は、養護部会などの委員会に必ず参加しているかと思うんですけども、養護部会などでインフルエンザと同じ5類になったということで、何か養護の先生たちに指導しているようなことというのはあるんでしょうか。

◎委員 今、養護教諭のほうにということだったんですが、申し訳ありません、養護教諭のほうは指導主事のいる指導室のほうではなく、学務課のほうの対応になります。

コロナウイルス感染症の対応のことについても、5類に移行したということでインフルエンザと同じ対応になりますので、今までコロナウイルス感染症のほうは指導室、指導主事のほうでも対応していたんですけども、そちらの対応も全部学務課のほうに移すといいですか、本来の5類感染症の対応と同じように戻すという形に教育委員会の中でもなりました。ですので、基本的には感染症の対応について、コロナウイルス感染症とインフルエンザ、ほかの感染症も同様の対応を学校のほうではとっていただくというところになってまいります。

あと、今、校長先生のほうからも学校の状況をお話いただきましたが、ガイドラインを撤廃しましたので、あとは学校の判断ということになるんですけども、小金井市教育委員会としましては、じゃああとは学校でお任せしますというわけにもいかないところもあると思いますので、2つ、学校のほうには連絡をしております。

1つは、文部科学省が学校における衛生管理マニュアルというものを作成しておりますので、こちらを基にしましょうと。これはマニュアルですので、必ずこれをやってくださいということではなく、こういうことが考えられますとか有効な手だてになりますというものが載っております。例えば、そちらの中には、換気は感染症対策として有効であるので換気に努めましょうということとか、あとは、手洗いとか体調が悪いときはマスクを着用するように教職員も子供たちにも促しましょうというようなこととか、そういったことなども記載されております。また感染症の陽性者が出たときには、こんなことに気をつけましょうみたいなことも書いてありますので、こういったものを参考にして、実際に感染者がまた多く出るようなことになったときには、教育委員会も学校の相談に乗りながら一緒に対応していくということが考えられるかなと思っております。

あとは、学校の対応の中で、先ほど給食のお話もありまして、先日ある校長先生からちょっと御相談いただいた内容なんですけれども、元に戻せるんですけども、そもそもの元の状態を知らない子供たちが、例えば小学校の低学年のお子さんですと、グループになって、みんなでお友達と一緒に食事をするという経験を今まで一度もしたことがないお子さんもいると思うんですね。ですから、やはりそこところは、先生たちの、大人の感覚で元に戻しましょうじゃなくて、やはり丁寧に説明をしたりすることも必要じゃないかというお話をしたり、あとは、例えば中学生や小学校の高学年になりますと、給食の時間をどう過ごすのかというのを子供たちでも考えられると思うんですね。校長先生の判断でとか、先生たちがじゃあ給食はこうしますというふうに決めるのではなくて、例えば、学校の中では、児童会活動とか生徒会活動で、

給食委員会とかあったりしますので、そういうところの中で、給食のマナーでどういうふうにしたらみんなが気持ちよく、楽しく、そして感染症対策に不安のある子もいると思います。そういったことも考えられるのかというのを、子供たちに考えてもらって、子供の声を聞く、意見を聞くような場面の1つにするのも考えられるんじゃないでしょうかという話を教育委員会のほうから、御相談いただいたある校長先生にお話ししました。やはりそういうふうに、5類に移行したので、こうしましょうということではなくて、子供たちの声も聞きながら一緒になって考えていく、その中で教育委員会としても相談に乗りながら対応をしていくというところで、それぞれの学校の独自性とか考えなども出てきて、子供たちの実態に合った学校生活を取り戻せるのではないかなと教育委員会では考えております。

◎会長 ありがとうございます。今、委員のほうから、子供たちで話し合っただけということがあったんですけども、特別活動という時間がありまして、話し合い活動、自分たちの生活を自分たちでいろいろ考えながらやっていきたいと思いますという時間があります。その中で、各学校または各教室で実践しているだろうなと思います。上からのというか、先生がこうやれ、ああやれということよりも、自分たちの生活をよりよくしていくために自分たちで考えられる時間に転換できていけばいいなというふうにとっても感じました。

もう一つ、5類になったということで、登校・登園するような場合は、今までですと用紙を提出するという形になっていたんですけど、保護者の皆様にとっては、その辺の理解というか、これはいかがなんでしょうか。インフルエンザと同じということですよ。

◎委員 そこをもう一個説明しなきゃなと思っていたんですけど、登校に関しては以前より若干変わっています。療養期間が過ぎたら、病院に行って登校許可証をもらってくるというシステムだったんですけども、コロナ禍の最中は医療機関の負担を考えて、それが1回なくなっているんですね。それを今、インフルエンザもコロナも陽性になった場合は、その療養期間、コロナとインフルエンザでちょっと違うんですけども、その期間を過ぎたら保護者が登校しますというような書類を作成して出すという形になっています。必ずしもお医者さんで登校許可証をもらわなくてもよいというような形で、先ほど言った学務課の保健給食係のほうから話が出ているところです。

◎会長 保護者としては、その辺のところは十分知らされているところでしょうか。

◎委員 はい。それは学校からメールがありまして、毎朝、今までは体温、寝た時間、起きた時間というのを毎日紙に書いて提出するというのがこの3年間の日課になっていたんですけども、それはもうなくしますという方向になりましたので、朝、それは提出しないということになりました、私の学校では。親としては、1つ手間がなくなって、朝の忙しいところにそういう手間がなくなったのは大変ありがたいです。

◎会長 分かりました。

◎委員 補足なんですけれども、健康観察については引き続き行っていただく。ただ、熱が何度ですという報告はなくすという形。もともと健康観察については御家庭でやっていただいて、

健康な状態で学校に出していただくという、そこはなくしたわけではなく、学校への報告がなくなったということで、校長会ではそういう形にしましょうという話になっております。

あともう一点、マスクに関してなんですけれども、マスクはどちらでもよいという考え方なんですけど、健康上の理由じゃなくて、もう慣れちゃっているから外せないというお子さんが、特に高学年のお子さんですごく多い状態になっています。今ちょっと困っているのが、今日、31度の中で体育をやるとなったときに、そこに関してはやはり安全上、外す必要があるんじゃないかというところで、プールの水着と一緒にすよね。運動するときには様な格好ということで、体育に関しては、そこはできるだけ外すということでこの季節はやっていかなきゃいけないかなと思っております。

◎会長 いろいろ細かいところが出てきて、本当に対応が大変だなと。それぞれの学校、例えば子供の様子が違いますので、それに合った判断をしながら進めているというところです。前回もお話ししましたが、小金井市では、教育委員会、学校、それぞれ保護者、地域と連携をしながらやっているというところで、うまくいっているのかなと考えております。

センター長、今いろいろ意見が出たんですけれども、参考になったでしょうか。

◎センター長 どうもありがとうございます。参考にさせていただいて、今月中を大体のめどにしながら、私どもでも考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

◎会長 ありがとうございます。

事務局のほうにちょっとお聞きしたい1点、あったんですけれども、業務評価報告書、もうホームページでアップしているということだったんですけれども、例年、大体どれくらいの方が御覧になっているのかなと思うんですが、その辺のカウントというのはあるんですか。

◎事務局 事務局です。ホームページの運営管理をしている広報秘書課という部署がございまして、そちらのほうに確認すれば、恐らく数字は出せるのではないかと思いますけれども、今すぐホームページの画面を見て閲覧数とかを分かるような状況ではないので、必要であれば調べて報告をさせていただきたいと思えます。

◎会長 ちょっと気になっただけです、すみません。

それでは、続きまして、令和4年度巡回相談事業の実績報告についてです。事務局より説明をお願いいたします。

◎センター職員 よろしく申し上げます。私から、巡回相談について御報告をさせていただきます。

本日、皆様に配付したこちらがきらきらサポート2022年度の報告書となっております。こちらの報告書は、2022年度の各園での実際の取組を実施園の先生方がまとめてくださったまとめのシートを抜粋して作成させていただきました。この報告書には、その他、実際に使用している書類のフォーマットですとか、「2022年度きらきらサポートを終えて」というきりりでの気づきをまとめて載せております。ぜひお読みいただければと思います。

次に、資料5を御覧ください。資料5のほうは協議事項になっているようですので、まず、

資料4の報告書のところを以上とさせていただきます。

◎**会長** 引き続き、お願いいたします。

◎**センター職員** では、引き続き、資料5を御覧いただきまして、令和5年度巡回相談事業について御説明させていただきます。

きらりで実施している巡回相談事業が主に2つございまして、その1つが市内学童保育所への巡回となります。全学童保育所が10か所ございますので、その10か所に年3回ずつ訪問することにしておりまして、既に全日程調整が終わりまして、間もなく訪問が始まるようになっております。

先生方への全体研修を年1回実施されているんですけども、きらりのほうで講師をお引受けしておりまして、具体的な内容等はこれから先生方と御相談をしているところとしております。

もう一つの巡回相談事業のほうで、きらきらサポートと言っている、市内認可保育所、幼稚園、認定こども園を対象とした巡回相談事業となっております。下のほうの四角のところ今年度の流れが書いてございますけれども、先日、きらきらサポート2022報告書とともに、今年度、2023年度の募集要項と申込書、この3点をお送りしたところですので。全48か所に送らせていただきました。

以下、募集の申込みから始まり、②から⑦の流れで本年度のきらきらサポートを実施予定としております。

◎**会長** ありがとうございます。

きらきらサポートにつきましては、また御覧いただきたいと思っておりますので、ここでは、御質問、御意見等ございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、次第4、協議事項についてです。事務局より説明をお願いいたします。

◎**事務局** 事務局です。協議事項について御説明いたします。協議事項3点ございます。1点目は、今説明のあった令和5年度巡回相談支援事業についてでございます。

2点目が、令和5年度講演会・研修会開催予定、3点目が今後の開催日程になります。

◎**会長** ありがとうございます。

それでは、令和5年度講演会・研修会開催予定について事務局より説明をお願いします。

◎**センター職員** よろしくお願いいたします。

それでは、資料6、両面になっておりますが、こちらを御覧ください。今年度は昨年同様、大きな枠組みは変わっておりません。一般市民向け講演会、支援者向け研修、関係機関、きらり保護者向けの研修、最後に4つ目としてきらり保護者向けの学習会となっております。

内容につきましては、今詰めている段階なんですけれども、1つ、表面の中ほどにあります支援者向けのところ、小金井特別支援学校の新井先生にお願いしている研修ですけれども、時期が今、7月中旬から下旬あたりで最終調整をしているところです。また決まりましたら、関係機関の皆様には御連絡いたします。

そのほか、研修の方法につきましては、これまでコロナ前は対面を中心に行ってまいりましたが、コロナを機にオンラインを取り入れました。また、録画配信という方法も取り入れた結果、御覧いただいている、参加されている方々からもかなり好評な御意見もありましたので、こちら引き続き、内容によっては取り入れていきたいと思っております。

次に、裏面ですけれども、ペアレントトレーニング、こちらは2016年度、平成28年度から実施しております。今年度も平日を使いまして、幼児さんの保護者、学齢の保護者の方を対象として行っているんですけれども、それとは別に、これまで参加していただいた保護者の方を対象とした「おひさしぶりフォローアップ会」というのを新たに企画いたしました。既に関係される方々に対しては御案内をさせていただいて、来週を締切りとさせていただいております。

昨年度、一昨年度、2年連続で土曜日版のペアレントトレーニングを実施しておりましたが、こちらは希望者数が少なかったものですので、本年度は実施しない方向で進めております。

また、ペアレントトレーニングに関しましては、内容を少し練ってまいりましたら、こちらで御報告をさせていただきます。

◎**会長** ありがとうございます。

これまでのところで何か御質問等ございますでしょうか。

◎**委員** 本校で開催させていただきます研修会ですけれども、長らく学校の中を御覧いただくことができなかつたんですけれども、新校舎になって5年がたつんですけれども、その間、ほとんどコロナだったので、あまり見ていただけていないんですが、見ていただける準備をしております。また、教材等も見ていただければなと思っております。

話す機会がなかったので、ここでお話しさせていただきますけれども、新校舎になって5年で、児童生徒数が100人増えておりまして、もうあっという間に教室がぱんぱんになっている状況になっています。コロナも終わりそうなところで、ずっとコロナで新しい日常をつくっていきましようとしてきたので、終わって、なぜ戻すんだろうとすごく不思議に思っています。さらに新しい日常をつくれればいいんじゃないかと思っておりますので、戻すというよりは、新しい日常をさらにつくってくという形で学校運営をしております。

それに伴って、もう一つ御案内なんですけれども、本校も理解充実事業の中で関係機関の方に研修会を広く開催しています。8月1日に、今年度は「就学相談の実際」ということで、どんなふうに通学相談をして都立の学校の入っていくんだろうというところにスポットを当てて、都の就学相談員の方に来ていただけてお話をさせていただくような形になっておりますので、御案内だけさせていただきます。

◎**会長** ありがとうございます。今の案内は、何か……。

◎**委員** 学校から関係機関のほうには送付があります。

◎**会長** ありがとうございます。

それでは、ほかにはないでしょうか。

◎委員 きらりの保護者向けのペアレントトレーニングについてなんですけれども、以前から受けてみたいなどは思っていたんですけれども、何回かセットで必ず全ての回に参加してくださいというのが多いというか大体だと思っんですけれども、それだと先の予定も組まなくてはいけなくて、なかなか絶対に出られませんというふうには言えなくて、でも、毎回念押しのように書いてあるので、ちょっと気が引けてしまっていたんですね。そこは回数が減るとか、どの回でも参加できるようになるとかであればいいなどは思ってきたんですけれども、今回も同じような感じで行われる予定なんですか。

◎センター職員 私たちがきらりでやっているペアレントトレーニングというのが、アメリカで開発されたオリジナルのペアレントトレーニングにかなり準じた形でやっているのですが、それはもともと10回なんですけれども、なかなか10回って難しいよねといったところを、かなり無理して6回にぎゅっとしていて、かなり連続型ですので、どこかが抜けてしまうと、お子さんへの対応といったところが機能しなくなるというような類いのものなんですよね。なので、6回それぞれにいろいろなアイデアが一つ一つあってみたい感じだと、1回分ないだけみたいな感じになるかと思うんですけれども、やはり連続型のものですので、全部御理解いただかないと、なかなかうまく機能しないものではあるんですよね。

といったところがあるので、今回でいう9月28日、研修一覧の裏面の「ペアトレってなに？」というのが、さらにぎゅっと1時間半ぐらいにして、ペアトレって何をやっているんだろうとか、そういうものの御紹介をするような会として位置づけているので、ぜひここのお時間を何とかしていただいて受けていただくと、まずペアトレって何だろうといったところを知っていただいて、さらにここのもっと知りたいなとか、ここで実際どうしたらいいんだろうみたいなのは、今利用されている事業の職員に聞いていただければ、それぞれお子さんに合わせた方法とかを御説明させていただければと思うので、まずそんな形でペアレントトレーニングの考え方とかをぜひ生活に生かしていただけるといいんじゃないかなと思います。

◎委員 ありがとうございます。

◎会長 よろしいでしょうか。

◎委員 今のペアレントトレーニング、全部対面なんですけれども、これをオンラインにするということは可能なんですか。そうしたらもっと多くの方が自由な時間にできるのかなと思ったんですが。

◎センター職員 ペアレントトレーニングのプログラムの中に、実際にロールプレーといって、参加された方同士がやっていただいて、例えばこれを言われたときのお子さんの気持ちってどんなかなとか、別の言葉を使ったときに、言った保護者の方はどんな気持ちかなとか、言われたお子さんはどんな気持ちかなというのを実際に体験してもらおうというのもプログラムの中の大きな位置づけになっているものなんです。ですので、やはり効果としては対面が一番だなと考えてはいるところなんですけれども、私たちも実際にペアレントトレーニングの中で、コロナ禍になったときに、職員がロールプレーしていたものを動画にしたりですとかそういう工

夫はしたので、もしかしたらもう少し工夫をたくさんすれば、オンラインでもできるのかもしれないんですけども、できれば対面でやりたいというのが正直なところです。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎会長 今オンラインの話が出たんですけども、センターのほうでは市のものを使っているのか、どんな形でオンラインはやっているのでしょうか。

◎センター長 コロナ禍になりまして、法人のほうで会議等が困難になった時期に、自分たちがやりたい、様々な職員の法人全体の研修等もありますので、法人単位で契約をして、私ども雲柱社として使っております。

◎会長 ありがとうございます。ごめんなさいね。もうちょっと詳しく聞くと、雲柱社としてやっているということは、予算というのは、計上されていたんですか。

◎センター長 特別に別建てで予算づいていたわけではないんですけども、何とか必要な経費として考えて運営をしております。

◎会長 ありがとうございます。本当にコロナでいろいろと大変なんだというのがよく分かりました。

それでは、続きまして、今後の開催日程についての説明をお願いいたします。

◎事務局 事務局です。3点目の今後の開催日程について御報告いたします。資料の7を御覧ください。

本協議会は例年、5月、8月、11月、1月または2月の年4回開催しておりまして、今年度につきましては、第1回が5月17日、本日の会議となっております。第2回が8月8日、第3回が11月9日、第4回が2月1日という形となっております。

開催場所につきましては、全てこの会場、第1会議室となっておりますが、こちらにつきましては、議会の日程等が変わると議会用の専用の部屋になってしまいますので、その場合は場所の変更、あるいは日程の変更等ある可能性がありますので、御協力のほうをよろしくをお願いいたします。

本日、こちら協議事項とはなってございますが、今申し上げたとおり、会場の確保等の都合上、基本的にはこの日程、この場所でさせていただきたいと思っておりますが、特段、何か御意見がございましたら、よろしくをお願いいたします。

◎会長 ありがとうございます。

この日程で一応予定をしておりますので、スケジュールのほうを入れておいていただければと思います。よろしくをお願いいたします。委員のメンバーとしては、基本的には替わらないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、そのほかに移ります。本日の次第の項目以外に、何かお話、協議が必要という方。

◎委員 すみません。根本的な疑問があるので、ちょっとお伺い、もしかしたらきりりさんではなくて市のほうになってしまうのかもしれないんですけども、一番最初の実績報告のときに少し話題が出ました訪問事業というかをやっているのは別の事業所もありますよというお話が

あったと思うんですけども、私もこの3年間、今年もそうだと思うんですけども、きらりさんの近くに、もうちょっと小さい別の発達支援事業をやっていたところがあったりとか、今年の夏にも放課後デイサービスが新しくできたりとか、新しくオープンする方もすごく増えていると思うんですけども、きらりさんは市の管轄でやっていたところで、こういう保育所を訪問したりとか、ほかの放課後デイサービスとか学童を訪問されたりしていますけれども、それを一手に担わなければいけない位置づけなんでしょうか。例えば別のこういったやっている事業とまとまってやって、割り振りをするみたいなことはできないのかなと思っていて、きらりさんの立ち位置がどこなのかというのがちょっとふわふわしていて分からなかったんで、それをお伺いしたいなと思ひまして。

◎**会長** この点についてはいかがでしょうか。

◎**事務局** 簡単に言いますと、きらりさんは、市の業務を指定管理で委託をしているという形ですから、この内容をお願いしますという業務をお願いして、その業務をやっているという形になります。ほかのところは民間のところなので、民間さんがそういう事業をする、しない、または市が同じようにこの事業をやってくださいとお願いがあって初めて御相談ができるかなというところが大きく違いがあるかなと。分かりやすく言えばそのような形になるかなと思ひます。

きらりさんは、うちがこの業務をやってくださいとお願いをしているというところになります。新しくできたところ、すみません、詳しくは私も分かりませんが、そこは民間さんという形ですので、民間さんがそこに対応するのに一定のお金が必要となる場面があるのかなのか、当然、市からその業務をやってくださいという形の契約をしているわけでもないというところが、今の聞いたところだと違いがあるのかなと思ひます。

◎**委員** 1年間協議をしてきて、この仕事量がきらりさんが一手に担うのは難しいんじゃないかなと感じていて、新しい事業所が民間さんでもあるのであれば、何とかそれをまとめて巡回とかも、保育所さんも、何ていうんでしょう、市の公認というのかな、認可、保育園以外も多分行けるようになったりするんじゃないかなと思うんですね。今、現状が認可の保育園だけというのか、それとも本当に小さい保育所みたいなところまで回っているのか、そこまで詳しく分からない状況ですけども、多分、市内の全てを担おうとすると難しいんじゃないかなと思ひて、そういう新しくできたところがあったので、そういう支援をするという施設がきらりだけじゃなくて、もうちょっとまとめられるところはないのかなとすごく思ひて、そもそもきらりがやらなきゃいけないという大まかめの市の組織という感じでかっちりしたものなのか、そうじゃないのかなというものが、できるのかできないのかというのがあったので、そこが謎だったんです。

◎**事務局** 事務局からいいですか。

◎**会長** お願いします。

◎**事務局** 大きくは保育所等訪問支援と巡回相談の話かなと思うんですけども、まず、保育

所等訪問支援については、先ほども御説明したとおり、保護者の意向に基づいて、そのお子さんに対する直接の支援になるんですけれども、実施に当たっては、保護者の方とお受けする事業所の民間同士の契約の形になってしまうので、そこを取りまとめることはまずできないというのが1つあります。

それと、巡回相談については、あくまできりりとしては指定管理事業の一環の中でやっているというところになりまして、全保育園、保育施設に対することとなると、ちょっと視点が変わってしまいまして、今きりりのほうでは、そういうスキルを持っているから、ノウハウを持っているからということでお手伝いしているような形になるんですけれども、そうすると、保育施策としてどうするかという話になってしまって、我々、障害を担当する分野から外れてしまって、保育施策を考えているほうの部署の検討事項にもなってしまいますので、そこは答えするのが難しいという形になってしまいます。

◎委員 ありがとうございます。

◎会長 ほかに何か御意見、御感想でも構いませんが、ありましたら、お願いいたします。

◎委員 すみません。戻ってしまうんですけれども、先ほどの研修についてなんですが、ペアレントトレーニングのお話が出たと思うんですけれども、御意見の中に、とてもお忙しい、子育てやお仕事をされていたり、家事等でお忙しい、くくりがあるから参加ができないという声があって、それは皆さん、どんな保護者の方も同じだと思います。

何を言いたいかという、せつかく興味があるんだけれども、そこで止まってしまったら、貴重なお時間をきりりさんが使っていて、すごく意味があるペアレントトレーニングの研修をしている、ある意味とても大切な時間を、オンラインや後から視聴できるようなインターネット等で後で投稿、配信をして、それを研修として広くみんなに知っていただければ、個別個別の悩みにはどんぴしゃりじゃなかったとしても、たくさんの方たちが悩んでいて、そこに指導を受けている動画を見ることによっても勉強にもなるし、ペアレントトレーニングですが、保育士もお母さんたちがどのように困っていらっしゃるか、そして、それに対してどのように適切な判断をすればいいかというアドバイスを聞きながらも、間接的に保育施設、幼稚園等でこのように応用してみようかと、とても勉強になる題材だと思うので、せつかくの貴重な研修会、ペアレントトレーニングを多くの地域の小金井市民の方たちに見ていただくほうがいいんじゃないかななんて、ちょっと感想で申し訳ないんですが、思いました。私も見てみたいなと思います。参加できないんですけれども、どういったことを教わっていらっしゃるんだろうというふうに興味がありますので、その窓口を広げてさしあげたほうが、地域のためになるかななんて、ちょっと感想でございます。すみません。

◎会長 ありがとうございます。そういうような感想というか御意見ありましたので、ぜひ御一考願えればなと思います。決して資格を取ろうというわけではないと思うので、興味関心を持っている方が何らかの形で参加できる形を考えていただければなと思いますが、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ないようですので、本日の日程、全て終了いたしました。本日いただいた御意見などを基に、事務局で調整をいろいろとお願いいたします。

次回は8月16日水曜日、午前10時から開催を予定しております。

以上で閉会といたします。本日はありがとうございました。

(午前11時35分閉会)